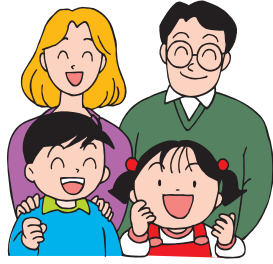


子育て

次世代育成支援行動計画(案) にご意見をお聞かせください

町では「幕別町次世代育成支援行動計画(後期計画)」の素案をまとめました。

この計画は、前期計画が平成21年度で終了することから、本町の次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子を持つ親達が子育てに関するさまざまな不安や負担を軽減できる環境づくりなどを目的に、平成22年度から平成26年度までの計画を策定するものです。本素案についての「ご意見をお聞かせください」。



◆意見募集期間

1月6日(水)～2月5日(金)

◆閲覧場所(方法)

役場1階ロビー、農業者トレーニングセンター、幕別北コミセン、幕別南コミセン、保健福祉センター

札内支所、百年記念ホール、札内スポーツセンター、札内北コミセン、札内南コミセン
忠類総合支所1階ロビー、ふれあいセンター福寿
糠内出張所

※町のホームページでも閲覧できます。

◆提出方法

閲覧場所に設置してある意見箱へ投函、または提出先へ直接持参するか、Eメール、郵便、FAXのいずれかの方法で、住所、氏名、電話番号、意見を記載して提出してください。

◆問い合わせ・提出先

こども課児童福祉係
〒089-0611 新町12番地1(保健福祉センター内)
☎【幕】54-3811
FAX【幕】54-3839
Eメール kodomoka@town.makubetsu.lg.jp

児童 扶養手当

ご存知ですか児童扶養手当制度

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆支給対象者

次のいずれかに当てはまる児童(18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、心身中等度の障害を有する児童は20歳未満)を監護している母や、母に代わり児童を養育している方に支給されます。

- ① 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童(国民年金の障害等級1級相当)
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 母の婚姻によらないで生まれた児童等

※右記の場合でも、児童が父に支給される公的年金加算対象になつていないときや、児童が母の

◆支給の制限

請求者や同居する扶養義務者の前年所得が所得制限限度額を超える場合は、手当の一部または全部の支給が停止されます。

◆手当の月額

児童一人の場合、全部支給月額額は4万1720円、一部支給月額額は4万1710円から9850円までの範囲、児童二人の場合は5000円加算、三人目以降は一人につき3000円が加算になります。

◆問い合わせ先

こども課児童福祉係(保健福祉センター内) ☎【幕】54-3811

幕別町のホームページにも制度を掲載しています。